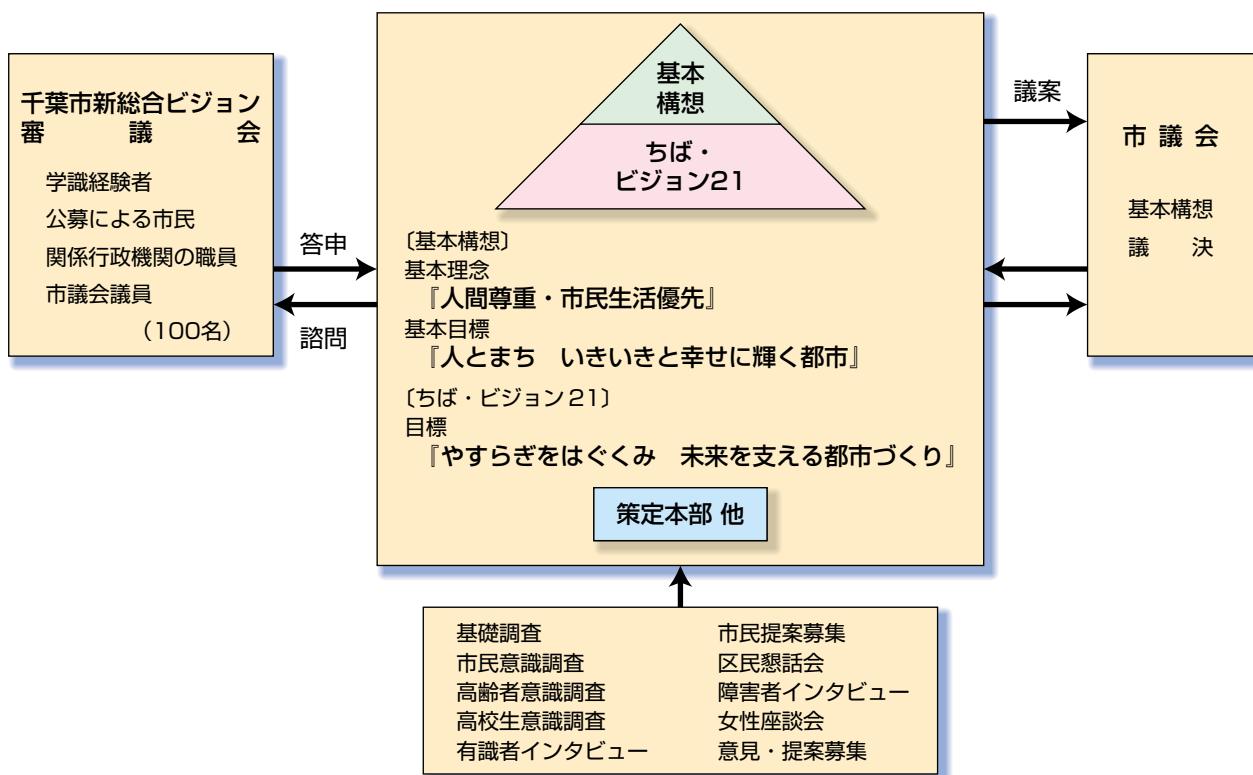


# 付屬資料

## 千葉市新総合ビジョンの策定体制



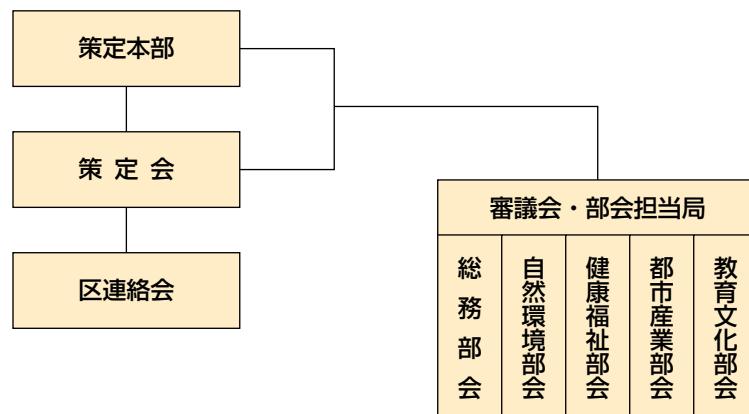
## 新総合ビジョン策定経過

年度	月日	内 容	年度	月日	内 容
平成8年度	12月 1 ~ 2月	市職員アンケート 若手職員ブレーンストーミング	平成11年度	5月31日 6月 1日 6月 6月28日 6月28日 7 ~ 11月 10月25日 10月26日 11月17日 11月19日 12月15日 3月14日 3月	第6回策定本部会議 市政だより(臨時号)発行 意見・提案募集 新総合ビジョン審議会(第1回) 新総合ビジョン審議会に諮詢 新総合ビジョン審議会部会 第7回策定本部会議 新総合ビジョン審議会(第2回) 新総合ビジョン審議会(第3回) 新総合ビジョン審議会から答申 基本構想議決(12月議会) 第8回策定本部会議 新総合ビジョン策定
平成9年度	10 ~ 11月 10 ~ 11月 10 ~ 11月 3月	市民意識調査 高齢者意識調査 高校生意識調査 有識者インタビュー			
平成10年度	6月29日 7月27日 8 ~ 9月 9 ~ 10月 12月3日 1 ~ 2月 1 ~ 2月 2月8日 3月25日	第1回策定本部会議 第2回策定本部会議 市民提案募集 区民懇話会 第3回策定本部会議 障害者インタビュー 女性座談会 第4回策定本部会議 第5回策定本部会議			

## 計画の策定にあたり実施した市民意識調査等

年 月	内 容
平成 9 年10月～11月	市民意識調査
平成 9 年10月～11月	高齢者意識調査
平成 9 年10月～11月	高校生意識調査
平成10年 3月	有識者インタビュー
平成10年 8月～9月	市民提案募集
平成10年 9月～10月	区民懇話会
平成11年 1月～2月	障害者インタビュー
平成11年 1月～2月	女性座談会
平成11年 6月	市政だよりによる意見・提案募集

## 計画策定の庁内体制



## 開催経過

策定本部	平成 10 年度 平成 11 年度	6月29日、7月27日、12月3日、2月8日、3月25日 5月31日、10月25日、3月14日
策定会	平成 10 年度 平成 11 年度	7月21日、11月19日、1月29日、3月9日 6月24日
区連絡会	平成 10 年度	7月21日

※策定本部…策定本部設置要綱 別表第1

策定会…策定本部設置要綱 別表第2

区連絡会…策定本部設置要綱 別表第3

# 千葉市新総合ビジョン策定要綱

## 1 趣 旨

この要綱は、千葉市新総合ビジョンの策定に関し必要な事項を定めるものとする。

## 2 意 義

### (1) 目 的

本市では平成3年に『自立し創造する都市づくり』を基本目標とした千葉市総合基本計画を策定し、これを行政運営の基本的な指針として、総合的かつ計画的な施策の推進を図ってきた。

しかしながら、総合基本計画を構成する「千葉市基本計画」及びその具体的指針としての「第6次5か年計画」は平成12年度末に計画期間を終えることとなる。

また、21世紀は成長の時代から成熟の時代へと時代は大きく転換することが予見され、こうした時代の変化に対応した行政の役割をしっかりと見据え、21世紀の社会、経済の諸情勢を視野に入れ、総合計画全般についてそのあり方を検討することが必要となっている。

さらに、現在の「千葉市総合基本計画」は、産業・経済等の持続的拡大を背景として策定されたが、今日、世紀の変わり目を前に、大きな社会、経済構造の転換期を迎えており、本市においても新たな時代認識に基づく方向を示す必要がある。

このため、るべき将来の都市像と都市づくりの基本的方向性を明らかにする千葉市新総合ビジョンを策定しようとするものである。

### (2) 構 成

千葉市新総合ビジョンは、千葉市基本構想（以下「基本構想」という。）及びちば・ビジョン21（以下「ビジョン21」という。）より成るものとする。

### (3) 性格等

千葉市新総合ビジョンは、今後のこれに基づく実施計画を始め各分野の諸計画を進めるまでの基本となるものである。

#### ① 基本構想

基本構想は、地方自治法第2条第5項に則し、21世紀の市政の基本理念とその基本目標及び望ましい都市の姿を明らかにし、市政運営の指針となるものである。

### ② ビジョン21

ビジョン21は、基本構想で定めた基本目標等を実現するため、都市像及び都市づくりの基本的方向、区ごとの将来像を示した今後の施策展開の指針となるものである。

西暦2001年（平成13年）を初年度とし、西暦2015年（平成27年）までの15か年間のビジョンとする。

## 3 策定方法

(1) 基本構想及びビジョン21の策定にあたっては、「千葉市新総合ビジョン策定本部」を設置し、全庁をあげてこれにあたるものとする。

(2) 広く市民の意見を反映させるため、次の方途を講ずるものとする。

ア 学識経験者、市民代表者、市議会議員等で構成する「千葉市新総合ビジョン審議会」を設置する。

イ ファミリー・アンケートをはじめとする日常の広聴活動の成果並びに市民意識調査、市民提案募集及び区民懇話会等市民参加の成果を十分活用する。

## 4 策定時期等

千葉市新総合ビジョンは、「千葉市新総合ビジョン審議会」の答申を得て、平成12年3月を目途に策定するものとする。

なお、基本構想については、市議会の議決を経るものとする。

## 5 その他

(1) この要綱に定めるもののほか、基本構想及びビジョン21の策定に関し必要な事項は、別に定める。

(2) この要綱は、平成10年6月29日から施行し、千葉市新総合ビジョンの策定をもって失効する。

# 千葉市新総合ビジョン策定本部設置要綱

## (設置)

第1条 千葉市基本構想及びしば・ビジョン21（以下「新総合ビジョン」という。）を策定するため、千葉市新総合ビジョン策定本部（以下「策定本部」という。）を置く。

2 策定本部に新総合ビジョンの策定を推進するため、策定会を置く。

3 策定会に区ビジョンの策定等を推進するため、区連絡会を置く。

## (策定本部)

第2条 策定本部は、別表第1に掲げる職にある者をもって組織する。

2 策定本部に本部長及び副本部長を置き、本部長は市長をもって、副本部長は鶴岡助役をもってこれに充てる。

3 本部長は会務を総理し、策定本部を代表する。

4 副本部長は本部長を補佐し、本部長に事故があるときはその職務を代理する。

5 本部長は、策定本部の会議を招集し、その議長となる。

6 策定本部は策定会の報告を受けてその総合調整を図ったうえで、新総合ビジョンを策定する。

## (策定会)

第3条 策定会は、別表第2に掲げる職にある者をもって組織する。

2 策定会に策定会長を置き、企画調整局次長の職にある者をもってこれに充てる。

3 策定会長に事故があるときは、あらかじめ策定会長が指定する者がその職務を代理する。

別表第1

## 策定本部

市長	総務部長	道路部長
鶴岡助役	東京事務所長	管理部長
稲葉助役	企画調整局次長	建設部長
収入役	財政部長	中央区長
総務局長	税務部長	花見川区長
企画調整局長	市民部長	稻毛区長
財政局長	生活文化部長	若葉区長
市民局長	保健福祉総務部長	緑区長
保健福祉局長	保健衛生部長	美浜区長
環境局長	保健福祉推進部長	総務部長（消防局）
経済農政局長	環境管理部長	警防部長
都市局長	施設部長	水道局長
建設局長	環境保全部長	副収入役
下水道局長	経済部長	教育総務部長
消防局長	農政部長	生涯学習部長
教育長	中央卸売市場長	選挙管理委員会事務局長
議会事務局長	都市部長	人事委員会事務局長
保健福祉局次長	建築部長	監査委員事務局長
教育次長	公園緑地部長	農業委員会事務局長
市長公室長	土木部長	

4 策定会長は、策定会の会議を主宰する。

5 策定会は新総合ビジョン策定に関し調査研究を行い、その成果を策定本部長に報告する。

## (区連絡会)

第4条 区連絡会は、別表第3に掲げる職にある者をもって組織する。

2 区連絡会に区連絡会長を置き、企画調整局企画課長の職にある者をもってこれに充てる。

3 区連絡会長は区連絡会の会議を主宰する。

4 区連絡会は、区ビジョン策定に関する検討結果等を策定会長に報告する。

## (資料の提出等)

第5条 本部長、策定会長及び区連絡会長は、それぞれの会議において必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることが出来る。

## (庶務)

第6条 策定本部の庶務は、企画調整局企画課において処理する。

## (補則)

第7条 この要綱に定めるものほか、策定本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

## 附 則

1 この要綱は、平成10年6月29日から施行し、新総合ビジョンの策定の日をもってその効力を失う。

2 千葉市総合基本計画策定本部設置要綱は、廃止する。

別表第2

## 策 定 会

総務課長	建設総務課長	美浜区総務課長
財政課長	下水道総務課長	消防局総務課長
市民総務課長	中央区総務課長	水道局計画担当主幹
保健福祉計画課長	花見川区総務課長	教育委員会企画課長
環境事業総務課長	稻毛区総務課長	議会事務局庶務課長
経済振興課長	若葉区総務課長	企画調整局次長
都市総務課長	緑区総務課長	企画課長

別表第3

## 区連絡会

区政課長	稲毛区総務課長	美浜区総務課長
中央区総務課長	若葉区総務課長	企画課長
花見川区総務課長	緑区総務課長	

# 千葉市新総合ビジョン審議会経過

## 全 体 会

第1回	平成11年 6月28日	会長及び副会長選任 公開・非公開及び会議録取り扱い 諮問 部会設置及び部会委員選任 原案説明
第2回	10月26日	各部会報告
第3回	11月17日	答申（案）審議



## 部 会

総務部会	7月22日 8月11日 8月27日 10月12日 11月10日
自然環境部会	7月16日 8月2日 8月25日
健康福祉部会	7月21日 8月4日 8月25日
都市産業部会	7月23日 8月9日 8月26日
教育文化部会	7月16日 8月4日 8月24日



## 答 申

平成11年11月19日



# 千葉市新総合ビジョン審議会設置条例

## （設置）

第1条 本市は、千葉市新総合ビジョン審議会（以下「審議会」という。）を置く。

## （所掌事務）

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、新総合ビジョン（本市の総合基本計画をいう。）に関する事項について審議し、市長に答申する。

## （組織）

第3条 審議会は、委員100人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 公募による市民
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 市議会議員

## （会長及び副会長）

第4条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

## （会議）

第5条 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会は、半数以上の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

## （部会）

第6条 会長は、必要に応じて、部会を置くことができる。

## （委任）

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

## 附 則

- 1 この条例は、平成11年4月1日から施行する。
- 2 千葉市総合基本計画審議会設置条例（昭和56年千葉市条例第2号）は、廃止する。

# 千葉市新総合ビジョン審議会運営要綱

## (目的)

第1条 この要綱は、千葉市新総合ビジョン審議会設置条例（平成11年千葉市条例第5号。以下「条例」という。）第7条の規定に基づき、千葉市新総合ビジョン審議会（以下「審議会」という。）の運営等に關し必要な事項を定める。

## (任期)

第2条 委員の任期は、委嘱のあった日から答申の日までの期間とする。

## (部会)

第3条 条例第6条の規定により、審議会に次の各号に掲げる部会を置く。

- (1) 総務部会
- (2) 自然環境部会
- (3) 健康福祉部会
- (4) 都市産業部会
- (5) 教育文化部会

2 前項各号に掲げる部会の所管事項は、別表のとおりとする。

3 部会に属する委員は、会長が審議会に諮って定める。

## (部会長及び副部会長)

第4条 部会に部会長及び副部会長を置く。

2 部会長及び副部会長は、部会に属する委員の互選により定める。

3 部会長は、部会を代表する。

4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代理する。

## (会議)

第5条 部会は、部会長が招集する。

2 部会は、半数以上の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 部会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。

## (報告)

第6条 部会長は、部会での審議結果について、速やかに会長に報告しなければならない。

## (会議の出席)

第7条 会長又は部会長は、必要があると認めるときは審議会又は部会に関係者の出席を求めることができる。

## 附 則

この要綱は、平成11年6月28日から施行し、審議会の答申の日をもって効力を失う。

## 別表

部会名	所管事項
総務部会	1 千葉市新総合ビジョン原案（以下「原案」という。）のうち「千葉市基本構想」、「ちば・ビジョン21総論」及び「第9部 参加と協働の社会を創る」に係る審議並びに「区ビジョン」のとりまとめに關すること。 2 前項の審議結果に基づく部会報告の作成に關すること。 3 各部会報告のとりまとめに關すること。 4 諒問に対する答申案のとりまとめに關すること。
自然環境部会	1 原案のうち「第1部 緑と水辺に恵まれた多自然都市を創る」及び「第2部 地球とともに生きる循環型都市を創る」に係る審議に關すること。 2 前項の審議結果に基づく部会報告の作成に關すること。
健康福祉部会	1 原案のうち「第3部 安心して暮らせる健康福祉のまちを創る」に係る審議に關すること。 2 前項の審議結果に基づく部会報告の作成に關すること。
都市産業部会	1 原案のうち「第4部 生活環境のゆとりと安全を確保する」、「第5部 都市の機能と表情を豊かにする」及び「第8部 躍動し賑わいを生む産業を展開する」に係る審議に關すること。 2 前項の審議結果に基づく部会報告の作成に關すること。
教育文化部会	1 原案のうち「第6部 豊かな心をはぐくむ学びの場を広げる」及び「第7部 様々な交流から新しい文化を創造する」に係る審議に關すること。 2 前項の審議結果に基づく部会報告の作成に關すること。

## 千葉市新総合ビジョン審議会委員名簿

(50音順、敬称略)

	氏名	職名等	所属部会
会長	玉置 孝	千葉商工会議所会頭	総務部会
副会長	向後 一夫	市議会議員	健康福祉部会
委員	秋山 久藏	千葉市民生委員児童委員協議会会长	健康福祉部会
	秋山 ミヨ	千葉市母子福祉推進員協議会会长	健康福祉部会
	芦沢 哲藏	帝京平成大学情報学部教授	総務部会
	麻生 肇	(財)千葉県環境財団理事長	自然環境部会
	安達 元明	千葉大学医学部教授	健康福祉部会 (副会長)
	新生 清藏	千葉市老人クラブ連合会会长	健康福祉部会
	飯田 禮子	公募委員	健康福祉部会
	飯豊 周二	躍進する千葉市をつくる会会长	総務部会
	飯野 由美子	敬愛大学経済学部助教授	総務部会
	生嶋 功	千葉大学名誉教授	自然環境部会
	池松 節雄	公募委員	教育文化部会
	石井 正	千葉市農業委員会前会長	都市産業部会
	石橋 英彦	千葉市一般廃棄物収集運搬事業協同組合専務理事	自然環境部会
	石丸 恭一	(財)東京フィルハーモニー交響楽団楽団長常務理事	教育文化部会
	市原 治四郎	市議会議員	都市産業部会 (部会長)
	伊藤 久恵	日本下水道協会千葉県支部下水道女性懇話会会員	自然環境部会
	稻垣 總一郎	弁護士	総務部会
	井上 健	東日本旅客鉄道(株)千葉支社長 (平成11年10月14日まで)	都市産業部会
	井上 好夫	公募委員	都市産業部会
	今泉 由弘	千葉県企画部長	総務部会
	岩田 典子	公募委員	健康福祉部会
	岩沼 静枝	(社)千葉青年会議所前理事長	都市産業部会
	大川 博士	東日本旅客鉄道(株)千葉支社長 (平成11年10月15日から)	都市産業部会
	大木 康司	千葉市体育協会会长	教育文化部会
	大嶋 昭	公募委員	健康福祉部会
	大塚 慎二	(社)中小企業診断協会千葉県支部長	都市産業部会
	小川 知昭	千葉市森林組合代表理事組合長	自然環境部会
	奥山 福子	千葉市地域婦人団体連絡協議会会长	健康福祉部会
	小倉 一夫	町内自治会連絡協議会会长	総務部会
	柏木 孝夫	東京農工大学工学部教授	自然環境部会
	柏女 靈峰	淑徳大学社会学部教授	健康福祉部会
	片田 幸一	市議会議員	総務部会 (部会長)
	勝又 基夫	千葉県経営者協会常任理事	都市産業部会
	樺田 直樹	公募委員	総務部会
	北原 理雄	千葉大学工学部教授	総務部会
	小坂 紀一郎	千葉経済大学教授	教育文化部会
	小島 真理子	公募委員	総務部会
	坂井 茂	公募委員	都市産業部会
	佐藤 敏郎	公募委員	教育文化部会
	佐内 和世	公募委員	自然環境部会
	宍倉 清藏	市議会議員	教育文化部会 (部会長)
	瀧谷 稔子	千葉県看護協会会长	健康福祉部会
	清水 光任	千葉市社会福祉協議会会长	健康福祉部会
	清水 瞳美	千葉市薬剤師会会长	健康福祉部会
	白井 雅一	千葉市教職員組合委員長	教育文化部会
	鈴木 光	連合千葉・千葉地域協議会副議長	都市産業部会
	鈴木 雄三	公募委員	都市産業部会
	瀧 和夫	千葉工業大学工学部教授	都市産業部会
	竹内 由一	公募委員	都市産業部会

	氏名	職名等	所属部会
委員	田代 順孝 立本 英機 田中 富士男 田那村 宇良子 玉田 泰博 津田 英彦 鶴岡 清 土肥 紅繪 中居 賢一 中谷 きよ 浪間 日出男 西川 輝治 西原 妙子 納元 政幸 能勢 正貴 野本 信正 萩原 良二 橋田 清司 橋本 登 長谷川 恵子 長谷部 衡平 林 えつ子 原田 豊 榛澤 芳雄 一言 憲之 平戸 美和子 ひらやす かつこ 広瀬 盛行 廣畠 真知子 藤井 邦子 藤井 武徳 藤原 美妃子 布施 貴良 船原 琴男 増原 直樹 松井 利之 松崎 一康 三浦 泰 御園生 隆 三宅 章浩 三宅 秀三 宮本 潤子 宮本 はるみ 三好 嘉尚 村上 利子 両角 博 安田 純代 安村 則美 山口 晴美 湯浅 太郎 湯浅 美和子	千葉大学園芸学部教授 千葉大学工学部教授 公募委員 国際ソロプロミスト千葉会長 公募委員 千葉市医師会会长 (株)千葉日報社取締役名誉相談役 陶芸家 都川の環境を考える会会长 千葉市女性活動推進会会长 公募委員 市町村職員中央研修所総務局長 公募委員 市議会議員 公募委員 市議会議員 建設省千葉国道工事事務所長 公募委員 市議会議員 公募委員 千葉市PTA連絡協議会顧問 公募委員 千葉市緑化推進協議会会长 日本大学理工学部教授 東京情報大学経営情報学部教授 彫刻家 声楽家 明星大学理工学部教授 千葉市環境審議会委員 千葉市廃棄物減量等推進審議会委員 市議会議員 公募委員 市議会議員 公募委員 市議会議員 公募委員 公募委員 公募委員 千葉市身体障害者福祉団体連合会会长 公募委員 公募委員 (社)千葉県専修学校各種学校協会会长 公募委員 公募委員 フリーアナウンサー 公募委員 都市基盤整備公団千葉地域支社長(平成11年7月1日から) 千葉市くらしの会会长 都市基盤整備公団千葉地域支社長(平成11年6月30日まで) 千葉商工会議所婦人会会长 公募委員 市議会議員 千葉市歯科医師会会长 公募委員	自然環境部会 自然環境部会(副部会長) 都市産業部会 教育文化部会(副部会長) 都市産業部会 健康福祉部会 総務部会 教育文化部会 自然環境部会 教育文化部会 自然環境部会 健康福祉部会 教育文化部会 自然環境部会 自然環境部会 自然環境部会 自然環境部会 都市産業部会 自然環境部会 都市産業部会 健康福祉部会 教育文化部会 自然環境部会 自然環境部会 都市産業部会 自然環境部会 自然環境部会 自然環境部会 都市産業部会 自然環境部会 自然環境部会 自然環境部会 都市産業部会 自然環境部会 自然環境部会 自然環境部会 都市産業部会 自然環境部会 自然環境部会 自然環境部会 都市産業部会 自然環境部会 自然環境部会 自然環境部会 都市産業部会 都市産業部会 自然環境部会 自然環境部会 健康福祉部会 教育文化部会

11千企企第35号  
平成11年6月28日

千葉市新総合ビジョン審議会

会長 玉置 孝 様

千葉市長 松井 旭

千葉市新総合ビジョンについて（諮問）

千葉市新総合ビジョンを定めるにあたり、千葉市新総合ビジョン審議会設置条例（平成11年千葉市条例第5号）第2条の規定に基づき、貴審議会に諮問します。

平成11年11月19日

千葉市長 松井 旭 様

千葉市新総合ビジョン審議会

会長 玉置 孝

千葉市新総合ビジョンについて（答申）

平成11年6月28日に諮問されました千葉市新総合ビジョン原案について、慎重に審議した結果、別添のとおり答申します。

# 答 申

平成11年11月19日  
千葉市新総合ビジョン審議会

時代はまさに新しい千年紀への架け橋の時であり、まもなく21世紀の扉も開かれようとしております。

わが国の社会・経済システムは「成長の時代」から「成熟の時代」へと大きな転換期を迎え、市民の意識や価値観も大きく変容してきております。

このような中、当審議会に21世紀を展望した千葉市の都市づくりの指針となる「千葉市新総合ビジョン原案」の審議が託されましたことは、まことに重大かつ重要な責務を任せられたものと認識を深くいたすとともに、その責任の重さを痛感しております。

なお、当審議会は、100名というこれまでにない多くの委員で構成されるとともに、さらにこのうち30名を一般公募の市民に参画願うなど、まさに画期的、先駆的な取り組みの上で審議を進めて参りましたが、これは、今後のまちづくりの方向性として高く評価すべきことをまずははじめに申し上げておきます。

さて、当審議会に諮問された「千葉市新総合ビジョン原案」は、市政運営の根本をなす基本理念及び都市づくりの基本目標を掲げる「基本構想」と、その基本目標等の実現に向け、2015年を目標年次とする中長期的な施策の基本的方向性を示す「ちば・ビジョン21」とで構成されております。

このうち、「基本構想」、「ちば・ビジョン21」の「総論」については、総務部会において、また、「ちば・ビジョン21」の9つの「各論」、「区ビジョン」については、総務部会、健康福祉部会、自然環境部会、都市産業部会、教育文化部会において、それぞれ集中的かつ専門的な検討を進めて参りました。

また、全体会では、本年が新しいミレニアム（千年紀）への架け橋の時であるという時代認識に立ち、この社会・経済全体の環境変化の大きな流れを見据えるとともに、千葉市を取り巻く諸情勢を勘案しつつ、千葉市の歴史的、自然的、文化的条件等の特性を踏まえ、21世紀を展望した長期的視点に立って総合的な審議を行って参りました。

千葉市は、これまで先人のたゆまぬ努力により、今や、全国12番目の政令市となり、真の大都市として成長を遂げ、また、県都としての機能を一層高め、首都

圏の均衡ある発展を支える高次・広域的機能を備え、東京圏の東の拠点として中枢性を発揮することが期待されるなど、今後も発展可能性の高い都市として注目を集めております。しかしながら、社会経済情勢は流動的であり、加えて、少子・高齢社会の到来が予測されるなど、多くの面で厳しい状況におかれることを十分認識しておかなければなりません。

諮問された「千葉市新総合ビジョン」の「基本構想」は、21世紀を展望した千葉市の都市づくりの基本理念を『人間尊重・市民生活優先』、その基本目標を『人とまち いきいきと幸せに輝く都市』とし、市民生活の向上と都市の発展を一体的なものと捉えており、また、「ちば・ビジョン21」は、時代の大きな潮流のなかで、成すべき諸課題及びそれに対応する基本的方向・方針を9つの将来像実現のための方向として的確に示しており、共に概ね適切なものであると評価いたしたところであります。

「基本構想」の基本理念は、現基本構想に引き続き『人間尊重・市民生活優先』を掲げており、これは、21世紀を展望した上でも人にやさしい「人間主体の都市づくり」を目指す市政運営の根幹を成す「哲学」であり、これに基づく基本目標の『人とまち いきいきと幸せに輝く都市』は、市民生活のゆとりと活力の向上や、様々な地域資源を活かした多彩な魅力が輝く都市の形成を目指すものであり、誰もがその実現を望んでいるところであります。

また、千葉市を取り巻く環境変化や増加する行政需要に的確に対応し、市民サービスの拡充や都市基盤整備の充実に努めるとともに、本市の貴重な財産である豊かな自然を活かした、やすらぎとうるおいのある都市空間の創出や次世代への継承、誰もが一生を安心して暮らせる健康福祉のまちの形成、新産業の創出、教育・文化の振興など、都市の個性、魅力を高めていくことが求められておりますが、今後、行政だけで地域社会を支えることは難しくなると考えられます。成熟の時代にあっても千葉市の持続的発展を支え、都市機能を一層充実するためには、市民、民間団体、企業、

行政の新たな役割分担の構築と各主体の積極的な取り組みとともに、近隣自治体との連携が不可欠であり、これに基づいて「ちば・ビジョン21」が目標としている『やすらぎをはぐくみ 未来を支える都市づくり』が実現されることを期待するものであります。

なお、国の行財政改革、地方分権の進展など本市を取り巻く行財政の環境は不透明であることから、その実現に向けては政策評価などの新たな視点から柔軟な運用を図り、また、健全な財政運営に一層努め、緊急性、重要性、効果などあらゆる角度から事務・事業を厳選するとともに、市民ニーズの変化など時代に適応した執行体制を整備するなど、的確な対応が求められております。

「千葉市新総合ビジョン」が新しい世紀の諸活動の指針として大都市千葉市のさらなる成長・発展のために、積極的に活用されることを要望するものであります。また、全庁を挙げた取り組みにより、市民一人ひとりが生きがいと幸せを感じながら生き、暮らし、愛着と誇りの持てる「郷土千葉市」を築き、次の世代へ引き継いでいくことができるよう、分かりやすく親しみやすいものとするなど、その考え方の普及等に努められるよう要望するものであります。

このほか、次に示す審議会における意見・要望については、「原案」の修正にあたり反映するよう検討されるとともに、その実現に努められるよう要望いたします。

## 1 「新総合ビジョン」原案への意見・要望

### 「基本構想」

- ・基本構想の裏付けとなる論理的記述の充実について検討されたい。

### 「ちば・ビジョン21」の「総論」

#### (1) 総論全体を通して

- ・本市の特色である豊かな自然、県都、大都市など千葉市らしさの記述について工夫されたい。

なお、上記の意見の他に「基本構想」のなかで千葉市らしさを表現すべきとの意見も出された。

- ・「参加と協働」は21世紀の都市づくりにおける重要なキーワードとして、これを強調するように工夫されたい。

- ・市全体及び行政区の適正人口の設定について検討されたい。

- ・未達成の項目を第1章、そのための施策を第2章とするなど「市民主役のシナリオ」の観点からの構成や、高齢化対策の視点の充実等表現の明確化、具体化について工夫されたい。

- ・過去の反省と教訓を生かす計画づくりに取り組むとともに、厳しい財政状況が予測されるなか、行政評価、政策評価、都市経営の視点やPFIの導入について検討されたい。

なお、上記の意見の他に開発優先ではなく、市民生活や福祉に重点を置くようなビジョンづくりへと転換すべきであり、蘇我副都心の開発については慎重に行うべきである、画一的でないまちづくりに心がけるべきであるとの意見も出された。

#### (2) 序章

- ・「序章全体」については、各論における施策の実現可能性に関する論理的記述について検討されたい。
- ・「千葉市の概要と役割」については、首都圏及び県全域を見据えた視点・認識の充実に努められたい。また、施策の取り組みについての各部局間の横の連携については、「総論」での記述についても検討されたい。

#### (3) 千葉市を取り巻く諸情勢

- ・「策定の背景」については、⑤女性の社会参画の記述中、「男女共同参画社会の実現が期待されています。」の表現をより強めるほか、記述内容について検討されたい。
- ・「千葉市の現状と課題」については、「策定の背景」で掲げた8項目との関連性の明確化について検討されたい。また、表現の明確化について工夫されたい。

#### (4) 将来像

- ・「めざすべき都市の構造」については、「成熟の時代」における「新市街地整備プロジェクト」の必要性等の表現について検討されたい。
- ・「都川上流新都市整備」については、「環境との共生」という視点を加筆されたい。

## 第1部 緑と水辺に恵まれた多自然都市を創る

### I うるおいをはぐくむ緑と水辺の保全と創造を図る

#### (1) 「施策の展開」について

##### 【自然緑地・森林の保全と活用】

- ・「施策の展開」の名称【自然緑地・森林の保全と活用】を適切な表現に修正されたい。

##### 【水辺環境の回復と活用】

- ・「雨水の貯留浸透」を適切な表現に修正されたい。
- ・人工海浜「検見川の浜」や「幕張の浜」の保全についても加筆されたい。

## II 緑あふれる都市空間の保全と創造を図る

### (1) 「施策の展開」について

##### 【公園緑地の整備】

- ・「広域公園」を例示のある具体的な表現に修正されたい。

##### 【緑化の推進】

- ・緑化活動団体等の育成に努める表現を加筆されたい。

## 第2部 地球とともに生きる循環型都市を創る

### I 人に、自然にやさしい環境づくりを進める

#### (1) 「基本方針」について

- ・ISO14001に基づく環境保全活動の推進を加筆されたい。

## 第3部 安心して暮らせる健康福祉のまちを創る

### I 保健福祉基盤の充実を図る

#### (1) 「I 保健福祉基盤の充実を図る」の全体を通して

- ・保健・医療・福祉の総合的なサービス提供体制の確立に際し、利用者の立場に立ったサービス提供の視点を強調するとともに、利用者の選択等に資するよう、幅広い市民を対象とした積極的な情報提供について検討されたい。また、利用者を保護するための具体的な仕組みを検討されたい。
- ・市民が保健福祉に関する理解と認識を深め、また、福祉の意識を醸成することは重要であり、こうした視点から施策の展開を検討されたい。
- ・生活困窮世帯の生活安定と自立支援は引き続き重要であり、【地域保健福祉体制の充実】の中で検討されたい。

## II 健康づくりを推進する

### (1) 「施策の展開」について

##### 【医療体制の充実】

- ・地域医療機関等を支援するための地域医療体制の強化策について検討されたい。
- ・医薬品の適正な使用や医薬品に関する知識の普及・啓発を図るための方策を検討されたい。

## III 活力ある長寿社会を創造する

### (1) 「III 活力ある長寿社会を創造する」の全体を通して

- ・在宅サービス、施設サービスについては、現在、介護保険制度の実施に向けその基盤整備を図る観点から、別途、検討が進められているところであり、その検討結果を踏まえ、原案を検討されたい。

## IV 安心して生み、育てる環境づくりを推進する

### (1) 「現況と課題」について

- ・家庭や地域における子育て機能の低下などによる児童虐待については、「現況と課題」の中においても言及されたい。

## 第4部 生活環境のゆとりと安全を確保する

### I 快適な生活環境を整える

#### (1) 「I 快適な生活環境を整える」の全体を通して

- ・【人にやさしいまちづくりの推進】に関する「基本方針」並びに「施策の展開」の表現について検討されたい。

#### (2) 「施策の展開」について

##### 【人と車と地域が共生する道づくりの推進】

- ・自転車走行空間の整備について加筆するとともに、表現を工夫されたい。

## II 安全で災害に強いまちづくりを進める

### (1) 「施策の展開」について

##### 【水害対策の推進】

- ・ハード面の施設整備だけでなく、市民への情報提供など、ソフト面についても記述するよう図られたい。

## 第5部 都市の機能と表情を豊かにする

### I 魅力ある都心と拠点づくりを推進する

- (1) 「I 魅力ある都心と拠点づくりを推進する」の全体を通して
- ・千葉都心の整備の重点化について表現を工夫されたい。

### III 総合交通体系を確立する

- (1) 「III 総合交通体系を確立する」の全体を通して
- ・「施策の展開」の構成について検討されるとともに、「現況と課題」について整理を図られたい。

## 第6部 豊かな心をはぐくむ学びの場を広げる

### I 次代を担う子どもたちをはぐくむ

- (1) 「基本方針」について
- ・科学技術教育についての力強い志を述べた表現とされたい。

(2) 「施策の展開」について

【義務教育の充実】

- ・「地域に開かれた学校」について千葉方式というような形で、具体的に検討されたい。
- ・教育の質を高めるために、学区の規制緩和を検討されたい。
- ・時代状況に合わせた少人数学級編制を検討されたい。

【障害児教育の振興】

- ・障害の種類や程度に応じて、きめ細かな教育を行うということが原則であるが、ノーマライゼーション(統合教育)についての意見も出された。

【大学等高等教育の振興】

- ・市立大学設置に関する記述は再考されたい。

【青少年の健全育成】

- ・心豊かな子どもたちをはぐくむために、情操や感性を育てる自然体験の充実に努められたい。

## 第7部 様々な交流から新しい文化を創造する

### I 個性豊かな新しい千葉文化を創造する

(1) 「現況と課題」について

- ・導入部分については、分かりやすく、柔らか味のある表現とするとともに、若い人の興味をそそるよう配慮されたい。

(2) 「基本方針」について

- ・全国・世界に目を向けて新しい文化をつくるという積極的なメッセージを盛り込まれたい。

(3) 「施策の展開」について

【文化施設の充実と活用】

- ・科学館は学校教育と生涯学習に対応した施設にするとともに、芸術と科学の融合についても配慮し、早期に建設されたい。

## 第8部 躍動し賑わいを生む産業を展開する

### I 地域経済の振興を図る

- (1) 「I 地域経済の振興を図る」の全体を通して
- ・【新産業の創出と中小企業の育成支援】に関する「基本方針」及び「施策の展開」中、新事業創出支援体制について記述するとともに、中小企業に関する表現について検討されたい。

## 第9部 参加と協働の社会を創る

### I 市民主体の都市を創る

- (1) 「I 市民主体の都市を創る」の全体を通して
- ・「市民参加条例」を表現に加えることについて検討されたい。
  - ・「施策の展開」に【総合計画、実施計画及び個別部門の基本計画の原案作成段階からの市民参加】を加え、市民の意見の収集強化及び審議会への一定割合の公募委員を加えることについて検討されたい。

なお、上記の意見の他に計画づくりへの市民参加や、その具体化について配慮されたいとの意見も出された。

(2) 「基本方針」について

- ・「参加と協働」の視点として、市民が地域社会を支えていくうえで、民間団体などの各主体が自主的に担うべき役割等に関する記述内容の充実について検討されたい。
- ・余暇活動の促進と市民参加・連帯感の醸成との関係について表現を検討されたい。

(3) 「施策の展開」について

【市民公益活動の促進のための環境づくり】

- ・市民ニーズを把握するためのソフト事業として「市民公益活動の促進のための環境づくり」に「ひとづくり活動」を加筆するよう検討されたい。

- ・市民参加を促進するための担当窓口の設置、政策チェックシステムの確立について検討されたい。

#### 【コミュニティづくりの推進】

- ・「コミュニティづくりの推進」の視点として、小・中学校の担うべき役割に関する記述について検討されたい。
- ・「区民ふれあい事業」に用語解説を付されたい。

#### 【男女共同参画社会の形成】

- ・男女共同参画社会の実現に向けた「施策の展開」の充実について検討されたい。

#### (4) その他

- ・平和事業については、記述すべき箇所について検討されたい。

## II 情報ネットワーク都市を創る

#### (1) 「基本方針」について

- ・市と市民の情報交換だけに特化しており、情報産業をどう育成していくのかなどの大きな視点について検討されたい。

#### (2) 「施策の展開」について

##### 【わかりやすい市政情報の提供】

- ・「わかりやすい市政情報の提供」は、情報公開が前提であり、審議会の公開と開催日程の広報

- などの徹底と情報提供、市民提案、市政反映の充実について検討されたい。

#### 【電子的な市役所の実現】

- ・「電子的な市役所」の表現については工夫されたい。

## 区ビジョン

#### (1) 区ビジョン全体を通して

- ・各区の特徴付けについては、より工夫されたい。
- ・各区の将来像のイメージの書き込みについて工夫されたい。
- ・大規模団地に関する記述に差異があるので、検討されたい。

#### (2) 中央区について

- ・中央区の都心軸の位置づけと整備に関する記述について検討されたい。

#### (3) 花見川区について

- ・公園整備については、同区の有する里山的自然の保全と活用について検討されたい。

#### (4) 美浜区について

- ・美浜区と都心部、旧市街地とのリンクに関する視点の充実について検討されたい。

## 2 次期「実施計画」への意見・要望

### 「ちば・ビジョン21」の「総論」

- ・将来像実現に向け、市民生活優先、人間尊重の理念により、施策の重点化と財源の配分に努められたい。
- ・「蘇我副都心」の育成・整備については、東京湾屈指の大水深の水域、広大な用地を十分活かし、港湾物流機能の導入・広域幹線道路網の整備について、関係機関と連携を図りながら検討されたい。
- ・施策への取り組みについては、各部局間の横の連携について、配慮されたい。

### 第1部 緑と水辺に恵まれた多自然都市を創る

#### I うるおいをはぐくむ緑と水辺の保全と創造を図る

- ・市民が自然と親しむという観点から、市民の森の管理を検討されたい。

- ・市民参加の植樹による森づくりを進められたい。
- ・森林の保全・整備に対する援助や固定資産税の減免等支援策を講じられたい。
- ・川辺利用の拡大を図られたい。
- ・休耕田等を活用した水辺の創造による河川の浄化を検討されたい。
- ・透水性舗装を進め、雨水の地下浸透を図られたい。
- ・海岸線や海を活用した独自施策を検討されたい。
- ・サイクリングロードの整備に当たっては、自然環境と調和した整備を図られたい。
- ・花見川の水質改善や水量の確保等を関係機関と協力して進めるよう検討されたい。

#### II 緑あふれる都市空間の保全と創造を図る

- ・自然林を活かした公園整備を継続されたい。
- ・自然の生態を観察できるような公園等を整備さ

れたい。

- ・子供たちが自然の中で、物を作り、火を使える公園を整備されたい。
- ・自然と市民がふれあえる機会としてボランティア等による自然観察会を実施されたい。
- ・管理への市民参加のあり方を検討されたい。
- ・緑地協定を広め、きめ細かな支援策を検討されたい。

## 第2部 地球とともに生きる循環型都市を創る

### I 人に、自然にやさしい環境づくりを進める

- ・CO<sub>2</sub>を吸収する効果のある森林造成を地球温暖化対策として進められたい。
- ・市民による環境活動のネットワークの強化を促進されたい。
- ・地球的な視野に立った指導者の育成方策を検討されたい。
- ・自然の生態を観察できるような場を整備されたい。
- ・未来への遺産として谷地、谷津田や里山を保全されたい。
- ・既存の調査を踏まえ野生動植物の保全に努められたい。
- ・大気汚染の削減のために自動車の走行時間を短縮するような方策を検討されたい。
- ・雨水浸透による地下水脈の保全と河川等の水質改善を図られたい。
- ・植生可能な護岸の整備を図られたい。
- ・風力等新エネルギーの活用を進められたい。
- ・家庭や公共施設等で雨水を貯留し、活用することを促進されたい。

### II ごみの排出抑制と適正処理・リサイクルを進める

- ・資源循環型の産業連鎖形成のために逆工場の誘致を検討されたい。

## 第3部 安心して暮らせる健康福祉のまちを創る

### I 保健福祉基盤の充実を図る

- ・総合的なサービス提供に当たって、各段階におけるサービスの調整に十分留意されたい。

### II 健康づくりを推進する

- ・救急医療に関し、さらなる空白時間の解消、増設を含めた施設の適正配置について検討されたい。

### IV 安心して生み、育てる環境づくりを推進する

- ・女性の社会参加の増加に対し、各種の保育サービスの充実に併せ、子どもルームの充実についても検討されたい。
- ・小学校の空き教室については、子どもルームや高齢者施設等の整備による活用を進めるとともに、子どもルームと高齢者施設等を一体的に整備する際には、高齢者がボランティア的に子どもの指導に携わることのできる体制づくり等を工夫されたい。
- ・援護を必要とする子どもや家庭への支援策については、広域的な連携等の観点から、県との共同事業等についても検討されたい。

## 第4部 生活環境のゆとりと安全を確保する

### I 快適な生活環境を整える

- ・バス利用者の利便性の向上を図るため、主要郊外バス停への駐輪場の設置を検討されたい。
- ・下水道資源の有効活用としての中水道化について検討されたい。

### II 安全で災害に強いまちづくりを進める

- ・地震・浸水・危険物の爆発等に備え、災害想定マップの作成に努められたい。
- ・埋立地の防災上の問題点として、液状化対策について検討されたい。
- ・都市公園・幹線道路・河川等が持つ防災空間としての機能に着目し、新たに土地区画整理事業等を実施する場合は、「防災帯」を念頭に置くなど防災に配慮した土地利用を図られたい。

## 第5部 都市の機能と表情を豊かにする

### I 魅力ある都心と拠点づくりを推進する

- ・主要鉄道駅やバス交通の主要結節点に行政施設・文化施設・体育館などの集客施設の集積と駐車場の整備を図り、拠点ターミナルを整備することにより市民の利便性の向上に努められたい。
- ・地域の表玄関としての魅力を高めるため千葉駅東口整備について、ハード面だけでなくソフト面についても検討されたい。

### III 総合交通体系を確立する

- ・未整備駅舎の橋上化、駅舎内外のバリアフリー化を事業者と協力して図られたい。
- ・通勤時間帯のバス優先レーン、都心部へのマイ

カー乗り入れ抑制などについて検討されたい。

## 第6部 豊かな心をはぐくむ学びの場を広げる

### I 次代を担う子どもたちをはぐくむ

- ・学校に「自然観察園」を充実されたい。
- ・チームティーチングなどの非常勤講師を増員するとともに、子どもの悩みなどに対するため、スクールカウンセラーを各学校に配置されたい。
- ・「少年自然の家」（仮称）の早期開設に努められたい。

### II 心のふれあう生涯学習を推進する

- ・公民館活動等を通じて学習した成果を社会へ還元する方策を検討されたい。
- ・義務教育における総合学習の観点からも、図書館や博物館等をより一層充実されたい。
- ・人材バンクの組織化とその活用について検討されたい。

## 第7部 様々な交流から新しい文化を創造する

### I 個性豊かな新しい千葉文化を創造する

- ・地元在住の芸術家や伝承文化にかかわる方々と交流し、直接ふれあえるような機会（場）の提供に努められたい。
- ・子どもたちへの啓発や、芸術家への支援などについて検討されたい。
- ・施設の建設にあたっては、専門家や利用者の意見に配慮されたい。
- ・施設を建設するだけでなく、ハードを生かすソフトの施策を充実されたい。
- ・環境や交通アクセスに配慮し、オペラなどの公演が可能な中核的文化施設について検討されたい。
- ・モニュメント設置に際しては、市民に親しまれ、愛されるよう配慮されたい。

### III 国際化を推進する

- ・市が国際交流に関して実施している事業などについてPRを行うとともに、民間レベルの友好団体もPRすることにより、活動の活発化に配慮されたい。

## 第8部 躍動し賑わいを生む産業を展開する

### I 地域経済の振興を図る

- ・新産業の創出や中小企業の育成支援のために、地域におけるコーディネート機能を持った人的

ネットワークの整備に努められたい。

- ・観光施設等の魅力の向上と中心地からのアクセス・利便性と回遊性の向上に努められたい。

### II 都市農林業の振興を図る

- ・都市型農林業の振興は、災害防止、都市環境の改善及び都市緑化の点から有効であるので、積極的な施策展開を図られたい。
- ・休耕田対策の観点から、ケナフ栽培について検討されたい。

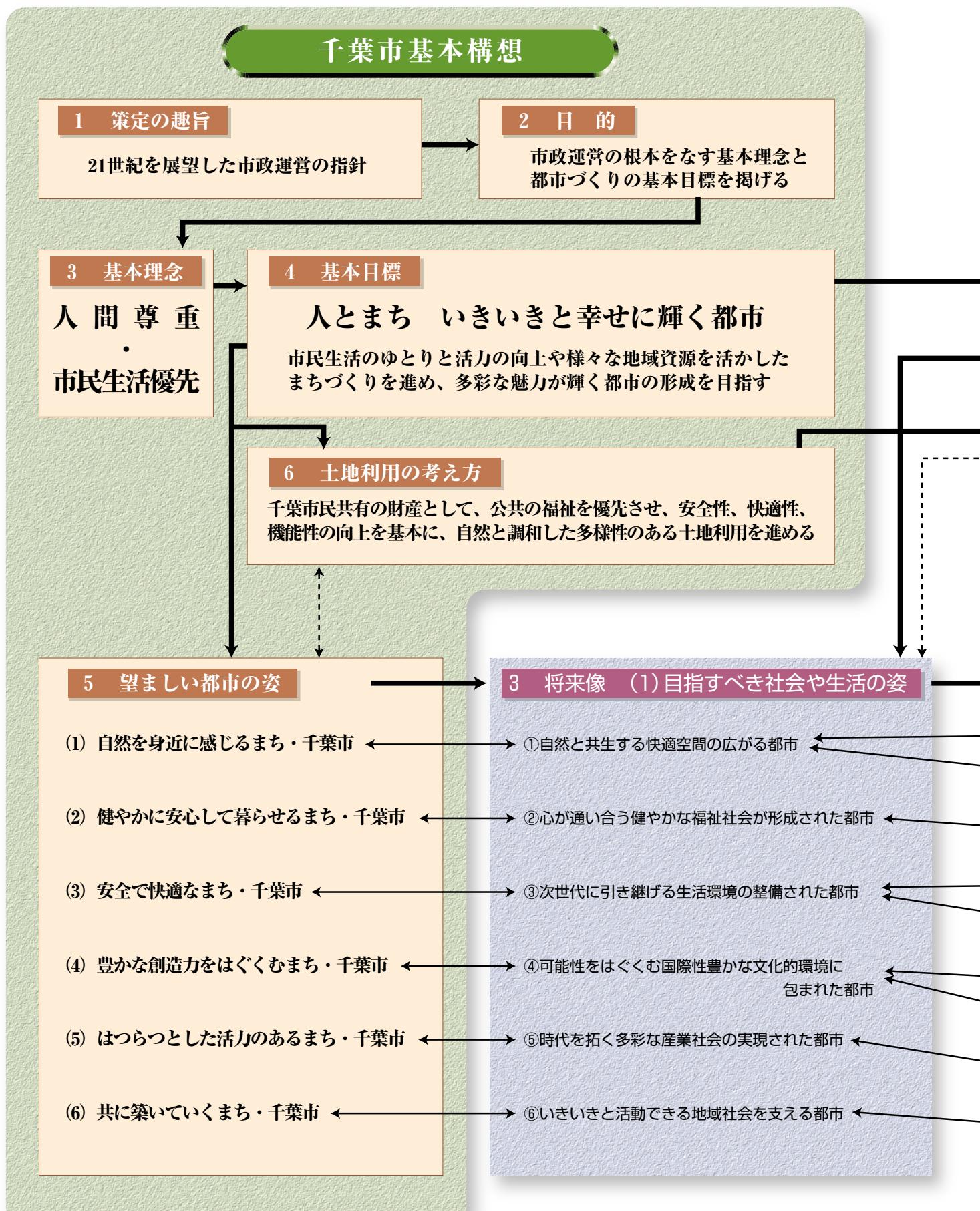
## 第9部 参加と協働の社会を創る

- ・情報ネットワークを利用する上でのモラルや、管理システムの整備について配慮されたい。

### 区ビジョン

- ・文化ホールについては、100人規模のホールの併設について検討されたい。

# 千葉市新総合ビジョンの構成



## 1 序 章

(1) 千葉市の概要と役割

(3) 推進主体

(2) 目的・体系・計画期間

(4) 基本指標

## 2 千葉市を取り巻く諸情勢

- (1) 策定の背景 成長の時代から成熟の時代へと変化、新しい価値観に対応した都市づくり
- (2) 千葉市の現状と課題 多自然型の居住環境の維持・保全、創造、少子・高齢社会への対応など

## 3 将来像 (2) 目指すべき都市の構造

- ① 土地利用の方向 都市的土地利用、自然的土地利用
- ② 機能ゾーン、拠点の形成、新市街地整備プロジェクト構想、ネットワーク形成

## 4 ビジョンの目標と将来像実現のための方向

## (1) ビジョンの目標

**やすらぎをはぐくみ 未来を支える都市づくり**

## (2) 将来像実現のための方向

- ① 緑と水辺に恵まれた多自然都市を創る………自然緑地・森林、水辺環境、公園・緑地、緑化等
- ② 地球と共に生きる循環型都市を創る………環境政策、環境共生都市、省エネ・省資源等
- ③ 安心して暮らせる健康福祉のまちを創る………地域保健福祉、健康づくり、高齢者福祉、児童福祉、障害者福祉等
- ④ 生活環境のゆとりと安全を確保する………道路、住宅・宅地、上下水道、斎場、防災、消防等
- ⑤ 都市の機能と表情を豊かにする………都心整備、拠点整備、市街地整備、都市景観、総合交通体系等
- ⑥ 豊かな心をはぐくむ学びの場を広げる………教育、生涯学習等
- ⑦ 様々な交流から新しい文化を創造する………文化、スポーツ・レクリエーション、国際交流等
- ⑧ 躍動し賑わいを生む産業を展開する………産業振興、勤労者支援、農林業等
- ⑨ 参加と協働の社会を創る………市民参加、コミュニティ、区行政、男女共同参画社会、市政情報提供、情報ネットワーク等

## 各論

## 5 区の将来像

## 6 推進にあたって

- (1) 効率的・計画的な  
→ (2) 市民・民間団体等の参加と協働  
→ 行政・財政運営と執行体制の整備

## 区ビジョン

## 千葉市新総合ビジョン

---

発行日 平成12年3月

企画・編集 千葉市企画調整局

発行者 千葉市

〒260-8722 千葉市中央区千葉港1番1号  
電話 (043) 245-5111 (大代表)

---

制作協力  
印 刷 株式会社タイヘイ通信社

この計画書は、再生紙を使用しています。